

## 事後評価調書

I 事業概要							
事業名	治山事業（予防治山事業）						
地区名	瀬戸市東白坂町						
事業箇所	瀬戸市東白坂町						
事業のあらまし	治山施設を整備することにより、荒廃溪流を保全し、山地災害を防止する。						
事業目標	【達成（主要）目標】 谷止工3個を設置し、荒廃溪流の保全を図る。						
事業費	事業費		内訳				
	28百万円		■工事費	28百万円、	□用補費	百万円、	□その他
事業期間	採択年度	平成19年度	着工年度	平成20年度	完成年度	平成20年度	
事業内容	谷止工3個を設置する。						
II 評価							
①事業目標の達成状況	1) 主要目標の達成状況	<p>【達成状況】</p> <p>目標とする治山施設を整備することができた。</p> <p>【達成状況に対する評価】</p> <p>施設が整備されたことにより、適切に荒廃溪流の保全が図られ、山地災害の未然防止が図られている。</p>					
	2) 副次目標の達成状況	<p>【達成状況】</p> <p>【達成状況に対する評価】</p>					
III 対応方針							
今後の事後評価の必要性	事業目標は達成されており、今後の事後評価の必要性は無い。						
改善措置の必要性	事業目標は達成されており、今後の改善措置の必要性は無い。						
同種事業に反映すべき事項	本事業は国及び県で定めた従来の設計・積算基準により実施されているため、同種事業に反映すべき事項は特に無い。						